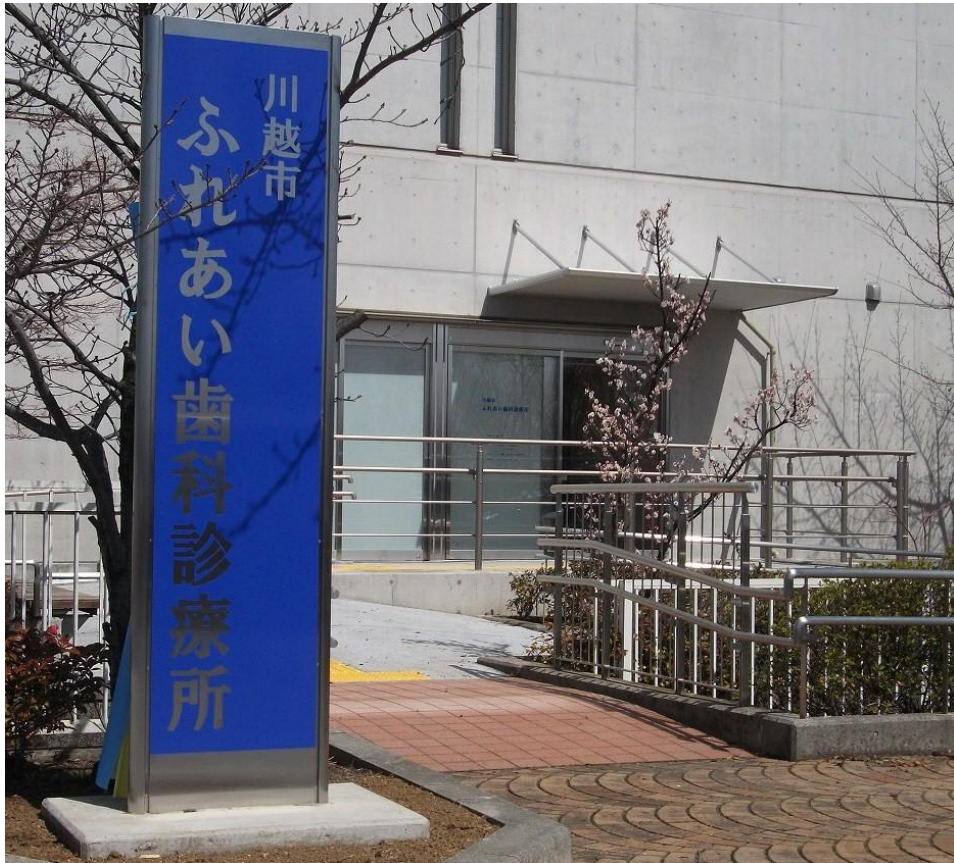
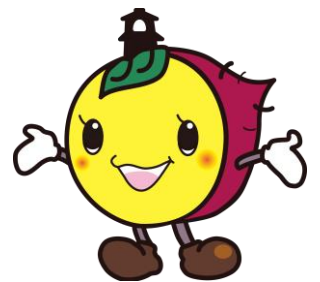


川越市ふれあい歯科診療所



川 越 市



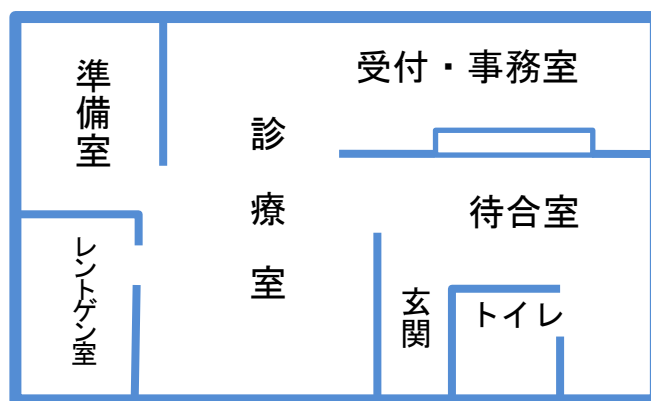
川越市マスコットキャラクター
ときも

当診療所は、安全で安心できる治療を心がけ、一般的な歯科診療のほか障害のある方への歯科診療を行っています。

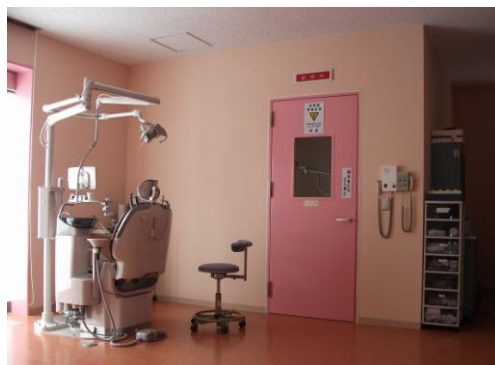
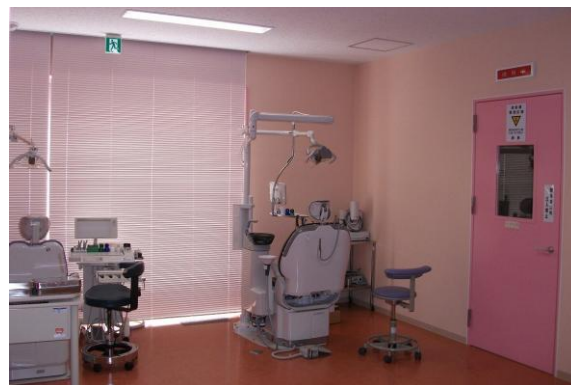
多くの皆様のご利用をお待ちしております。

- ◆住所◆ 川越市大字小ケ谷817番地1（総合保健センター内）
- ◆電話◆ 049-227-8119
- ◆診療科目◆ 歯科（予約制）
- ◆診療時間◆ 9:00~12:30 / 13:30~16:00
- ◆休診日◆ 土・日曜日、祝・休日、年末年始（12月29日~1月3日）

	月	火	水	木	金	土	日	祝・休日 年末年始
9:00~12:30	●	●	●	●	●	/	/	/
13:30~16:00	●	●	●	●	●	/	/	/



◆診療室には3台の歯科診療台があり、2台が障害のある方に対応しています（写真右側）。



◆レントゲン室には、局部を撮影するレントゲン装置と口腔内全体を撮影するパノラマレントゲン装置の2種類があります。

歯科診療に関するQ&A

Q1 歯科診療はなぜ予約制なのですか。

A1 歯科診療は、患者さまの症状に応じて治療内容や治療時間に違いがあります。スムーズな診療とともに、患者さまが長くお待ちすることのないように予約制とさせていただいています。

Q2 障害のある方への歯科診療はどのような内容ですか。

A2 初診時には、患者さまの障害や疾患の状態を把握した上で、治療方法を決定します。

なお、当診療所での対応が困難な場合は、埼玉県内をはじめとする他の障害者歯科診療を行う施設をご紹介します。

Q3 ふれあい歯科診療所の専用駐車場はありますか。

A3 当診療所の駐車場は、基本的に総合保健センターや保健所と共用の駐車場となっており、144台の駐車スペースがあります。

また、当診療所の入口付近には、障害のある方の専用駐車場が2台あります。

Q4 一般の歯科診療は行うのですか。

A4 当診療所は、障害のある方のほかに一般の方の歯科診療も行います。

Q5 歯科治療には、どのような医療保険が適用されますか。

A5 当診療所は、事業所に勤める方が加入する健康保険、自営業者などの方が加入する国民健康保険、75歳以上の方が原則加入する後期高齢者医療制度などの社会保険が適用される保険医療機関に指定されています。

また、生活保護法に基づく医療機関にも指定されています。

交通案内



- 【電車】 JR川越線 西川越駅から徒歩 12分
- 【バス】 川越シャトル「総合保健センター」バス停下車
- 【車】 県道川越日高線の「西川越駅入口」交差点から踏切道を直進

川越市ふれあい歯科診療所

〒350-1104 川越市大字小ヶ谷817番地1
電話 049-227-8119
FAX 049-227-8123
e-mail shikashinryo@city.kawagoe.saitama.jp